

栃木市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成25年2月28日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 梅澤米満

記

1. 監査の実施日 平成25年2月5日
2. 監査の対象
  - (1) 公の施設  
栃木市栃木文化会館
  - (2) 指定管理者  
共立・環境整備・日立ビルシステム共同事業体
3. 監査の方法  
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果  
補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。  
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

### (1) 事業の状況及び効果について

指定管理者である共立・環境整備・日立ビルシステム共同事業体は各社の特性を活かし、栃木市の活力増進に貢献できる地域密着性を併せ持つ共同事業体であり、施設の管理運営に寄与している団体である。

市からの委託料は、多様化する市民ニーズに対応し、民間ならではの能力を活かした施設運営、市民サービスの向上及び経費の節減を図ることを目的に交付されるものである。

当施設においては、芸術文化の振興や地域文化の活性化を図るため、マラソンプИАノなどの住民参加型事業を6事業、ピアノリサイタル、サイエンスショーや映画鑑賞などの観賞型事業を5事業、住民参加型・観賞型事業を1事業の計12の事業を実施している。ホームページにおいて施設の空き状況や催し物案内等を掲載し、情報提供に努め、利用促進を図っている。

また、施設及び設備の保守管理業務、防災・安全対策業務、舞台設備の管理業務等施設の安全対策に努めている。さらには、案内やサイン等の充実、赤ちゃんの駅登録事業に伴う環境の整備等、利用者へのサービスの向上に努めており、当共同事業体が担う役割は、大きなものと考えられる。

### (2) 会計経理について

市からの委託料 78,156,400 円は人件費、事務経費、運営管理費及び保守管理費に対する支出が主なものであるが、支出についてはその目的に沿って執行されている。

また、事業等については諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれおおむね適正に処理されていたが、支出において、伝票がないもの、領収書に内訳がないものが見受けられた。

出張交通費においては、安易なタクシーの利用が見受けられたので公共交通機関を利用するよう監査委員より口頭で指導した。

予算の執行に係る各書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、十分な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。

### (3) 指摘要望について

利用者アンケート調査の結果では満足度の高い評価を得ていることから、今後も利用率の向上に努め、共同事業体が有するノウハウを活用し、多様化する利用者のニーズに効率的、効果的に対応されたい。なお、施設の老朽化が進んでいるため、集客施設と

して安全最優先を念頭に置き、引き続き、時宜を得た事業を実施し、芸術文化の向上に努めるよう要望する。

ひいては、指定管理料については、市民の税金であることを念頭に入れ、指定管理者の更なる経営努力による節減に努め、最小の経費で最大の効果が得られるよう、指定管理者の導入の目的に沿った成果が上げられることを要望する。

また、行政においては、現状の指定管理料にかかる収支報告について十分に精査し、市の負担が適正なものか否かを判断する必要がある。

さらに、指定管理者がその能力を十分に発揮できているかを検証し、改善すべき点があれば指定管理者への指導を忌避することなく、当該目的の達成に努めることを要望する。

#### (参 考) 監査対象となった施設の概要

(1) 名 称 栃木市栃木文化会館

(2) 所在地 栃木市旭町12番16号

(3) 施設概要

・敷地面積 23,489.36 m<sup>2</sup>

・建物構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造  
地上3階 地下1階 3,848.09 m<sup>2</sup>

大ホール 1,204人収容

(固定1,046席、移動152席、車椅子6席)

小ホール 401人収容

(固定398席、車椅子3席)